

第15回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日時 平成29年12月11日（月）15:00～16:30
- 2 場所 青森県警察本部6階 教育委員会室
- 3 出席者

【委員】

内海 隆 委員
沼田 徹 委員
田中 治 委員
関谷 道夫 委員
鳴海 春輝 委員
白戸 美也子 委員

【事務局】

和嶋教育次長、一戸学校教育課長、ほか学校教育課職員（6名）

4 会議概要

（1）審議事項

「平成28年度のいじめに関する調査について」

平成28年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「暴力行為」、「いじめ」に関する調査結果の概要を事務局から報告する。

【主な意見】

- いじめの認知件数が大幅に増加した事実について、子どもたちが自分たち自身の問題だと考える必要がある。どのようにして学校からいじめを減らしていくかについて、子どもたちを主役にして考える機会があるとよい。
- 小学校や中学校を訪問してみると、いじめに関するアンケートの回数が本当に増えているのが分かる。また、先生方は児童生徒との二者面談など児童生徒の状況を把握する取組を非常に熱心に行い、忙しい中でもきちんと対応していることが、児童生徒が訴えやすい環境作りにつながっている。
- 一度、県内の学校で統一したアンケートを実施してみるとよいのではないかと考える。統一したアンケートを実施することで見えてくる改善点があるかと考える。また、よりよいアンケートにするための協議をして改善していく機会をもつことも有効である。
- いじめの発見のきっかけとして、「本人からの訴え」が非常に増えてきたことについて、誰に訴えているのか、どのような方法で訴えているのかを分析すると有効である。児童生徒が信頼して打ち明けているのは誰なのか、どのような状況でどう打ち明けてきたのかということは重要である。
- 先生や友達ではなくスクールカウンセラーなど外部の方のほうが相談しやすいこともあるので、今後さらに活用するとよい。

「平成29年度のいじめ防止対策について」

平成29年度いじめ防止等の取組、ハートフルリーダー等研修事業について事務局から報告する。

【主な意見】

- どの学校でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが同じように活動し、

児童生徒の問題解決ができるような体制にすることが大切である。

- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、2つの仕事の違いの理解を含めて児童生徒に浸透させて役立ててもらいたい。
- スクールソーシャルワーカーは新しい領域であるので、社会福祉士会でも先行事例の学習などの研修を行っている。
- スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備する工夫として、学校の先生と一緒に活動してみたり、気軽に相談できる時間と場が学校内にあることを先生と一緒に示してあげたりといった活動があるとよい。普段から、スクールカウンセラーという悩みを相談できる大人がいることをもう少し見せる、伝える機会があると、児童生徒はより相談しやすくなる。
- 将来的にはスクールカウンセラーが学校にいる時間をできるだけ長くして、相談したい時に相談できる環境を整えるのが、子どもたちにとって助けになると思う。

「青森県いじめ防止基本方針の改定について」

青森県いじめ防止基本方針の改定内容について事務局から報告する。

【主な意見】

- ここまでの審議において、改定された県いじめ防止基本方針に関わる意見が各委員から挙げられていたので、今後のいじめ防止対策に生かしていただきたい。